

○薬局、医薬品販売業の許可および薬種商販売業の指定品目の範囲について

(昭和三十八年一月六日)

(薬第一〇九七号)

(厚生省薬務課長あて佐賀県厚生部長照会)

このことについて、左記のとおり疑義を生じたので貴意を得たく照会します。

記

- 1 現在許可を受けている薬局、医薬品販売業者の店舗が火災その他の天災等により全部消滅したが、同一場所で新築再び営業しようとする場合は店舗面積、内部設備がかわつている場合も新たに許可を受ける必要はなく設備変更届でよいか。
- 2 現在許可を受けている薬局、医薬品販売業者の店舗を全部こわして同一場所で同一人が新たに薬局または医薬品販売業の店舗をつくり引きつづき経営する場合は店舗面積、内部設備がかわつている場合も新たに許可を受ける必要はないか。
- 3 薬事法施行規則附則第四項により旧指定品目の許可を受けている薬種商販売業が土地収用法または天災等により場所を移転して新たに許可を受けた場合、指定品目は旧薬事法による指定品目でよいか。
- 4 薬事法施行規則附則第四項により旧指定品目の許可を受けている薬種商販売業が自分の意志によつて店舗を移転して新たに許可を受けた場合、指定品目は旧薬事法による指定品目でよいか。

(昭和三十九年一月二五日 薬事第一三号)

(佐賀県厚生部長あて厚生省薬事課長回答)

昭和三十八年十一月八日付薬第一〇九七号をもつて照会のあつた標記の件について、左記のとおり回答する。

記

- 1 照会1及び2については、新しく許可を受けるべきである。
- 2 照会3及び4については貴見のとおりである。